

重点施策 (5) 障害児の生活・学習環境の整備

現 状

- ① 盲・ろう・養護学校及び個別支援学級に在籍するあるいは通級による指導を受ける児童生徒の比率は近年増加していて、小・中学校児童生徒数に対する割合は、平成6年度1.39%から、平成15年度2.28%となっています。(10年で約1.4倍)
- ② 特に小・中学校の個別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあって、知的障害等の状態が重度化、多様化する一方、肢体不自由養護学校では、障害の重度化・重複化に伴い、医療的ケアを必要とする児童生徒が約4割を占める等増加しています。
- ③ 教育相談件数におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症などにかかわる相談が急増(全体の25%)していて、その教育的対応が求められています。
- ④ 特殊教育教諭免許状保有率が盲・ろう・養護学校の教員の半数程度であるなど専門性が不十分な状況であり、教員の専門性の確保とともに、幅広い分野の関係機関との連携が必要です。

図1 障害児童生徒数の推移

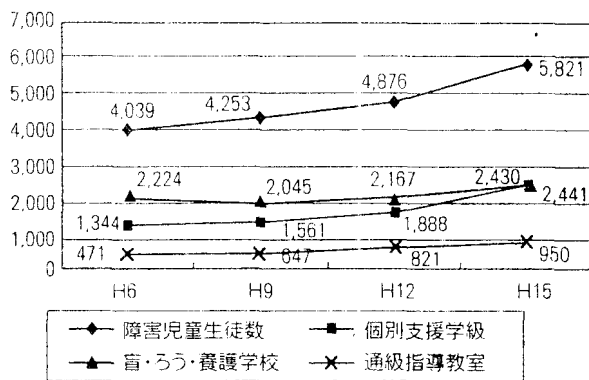


表1 教育相談件数の推移

障害種 / 年度	H10	H11	H12	H13	H14
知的障害	1,161	953	1,208	1,244	1,317
(自閉傾向) 発達障害 (要配慮等)	321	301	269	389	563
視覚障害	37	32	30	26	29
聴覚障害	42	60	51	58	51
言語障害	228	162	149	178	170
肢体不自由	117	88	92	104	109
病 弱	98	7	7	10	5
合計	2,004	1,603	1,806	2,009	2,244

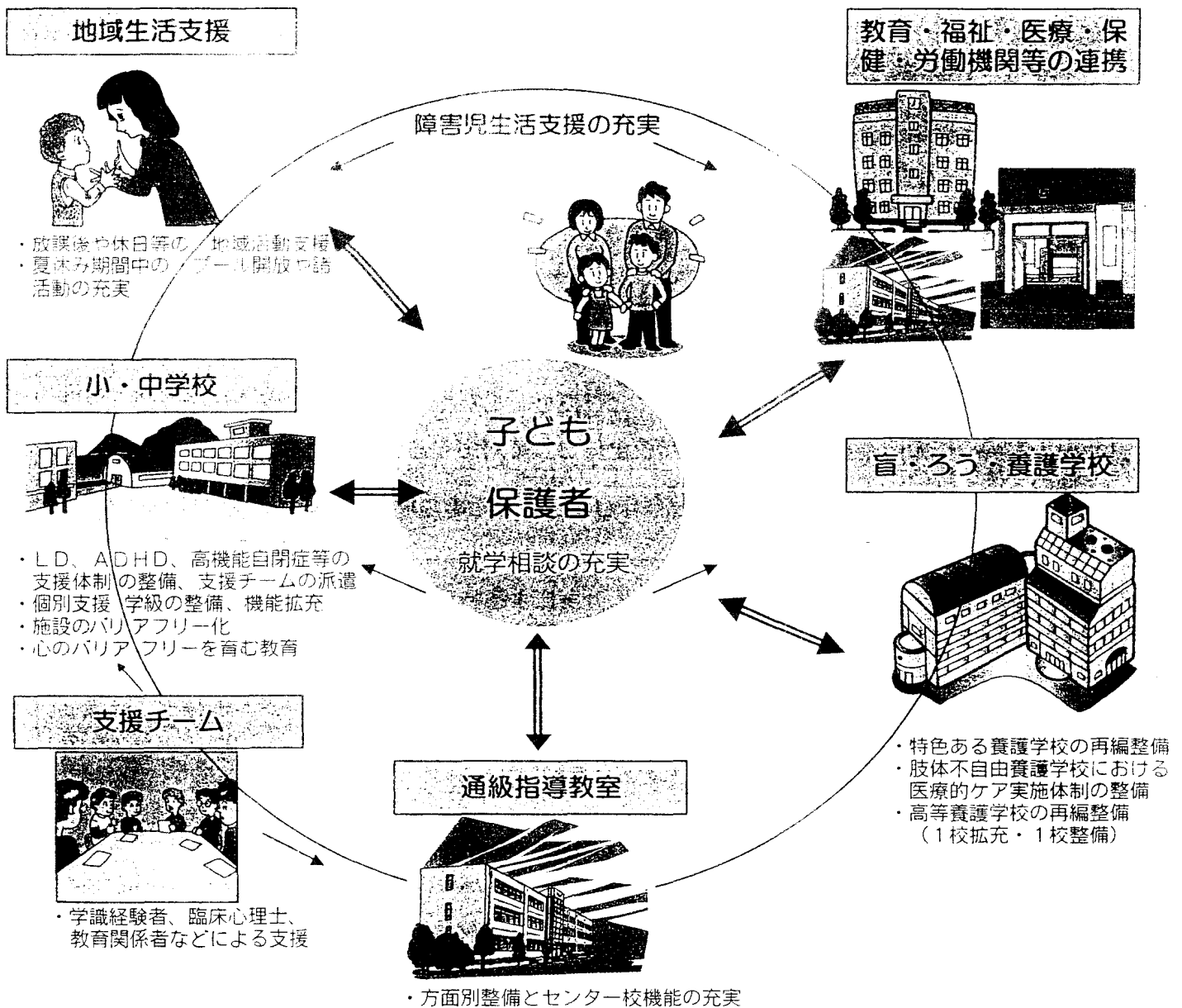
今後の考え方

- ① 学齢障害児や家族への情報提供や相談、夏休み支援事業など、様々な支援策を通じて、地域で安心して生活できる環境整備を推進します。
- ② 盲・ろう・養護学校や個別支援学級、通級指導教室で学ぶ子どもや、通常の学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、生活や学習上の困難を改善・克服し、能力や可能性を最大限に伸ばす多様で柔軟な教育を推進します。
- ③ 教員の専門性の向上と人材養成による指導の充実を図ります。また、幅広い分野の専門家の活用や、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携を深め、就学前から学校卒業後まで一貫した支援体制を構築します。

推進する主な事業・施策

事業名	内 容
軽度発達障害児支援事業	専門家による支援チームを設置し、学校への訪問相談・指導を行うとともに、専門的な相談に対応できる教員を養成する研修を実施します。
高等養護学校の再編整備	軽度知的障害児などの進学希望に対応するため、高等養護学校の拡充・整備を行うとともに、社会の変化に対応した教育内容の充実を図ります。
肢体不自由養護学校医療的ケア体制整備事業	肢体不自由養護学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施体制を整備します。
障害児学校生活支援事業	小・中・盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒の保護者が行っている介助や登下校を支援します。
学校施設のバリアフリー化	エレベーターの整備など学校施設のバリアフリー化を進め、障害児が学びやすい環境を整備します。
学齢障害児夏休み支援事業	学齢障害児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介助負担の軽減を図るため、教員や地域協力者によるプール開放や部活動・文化活動を行います。
障害児及びその家族への生活支援	地域療育センター及び行政機関が、各障害児福祉関係機関や地域のインフォーマルサービス提供機関等とネットワークを図り、障害児及びその家族の地域生活を支援します。
学齢障害児地域生活サポート事業	学齢期の障害児とその家族の日常的な暮らしを支えるため、いつでも気軽に利用できる場の提供や、地域の課題に応じて様々な事業を実施する地域拠点をモデル的に開設します。

障害児の生活・学習環境の整備・支援



■子どもが充実した夏休みを過ごすために望むこと

(複数回答)	回答数 (人)	割合 (%)
障害児も参加できるレクリエーション活動を増やす	538	44.6
小・中学校で障害児が参加できる行事、活動の実施	242	20.1
盲・ろう・養護学校で夏休みに参加できる行事を増やす	236	19.6
学校の施設を開放する	124	10.3
公的施設を障害のある子どもたちも使いやすいようにする	275	22.8
一緒に過ごしてくれるボランティアやヘルパーを増やす	408	33.8
特にない	123	10.2
その他	48	4.0
無回答	26	2.2

■これからの障害児教育で大切にしていきたいこと

(複数回答)	教員 (%)	保護者 (%)
地域の中で、障害の有無にかかわらず同じ場で学ぶこと	13.7	15.7
障害やニーズに応じた専門的な教育を充実させること	55.6	43.4
いろいろな教育の場を選択できること	25.2	19.1
学校の施設の整備をすすめること	11.1	5.1
教員の専門性を向上させること	15.4	32.8
障害への理解・啓発をはかること	18.8	28.9
福祉や医療との連携をはかること	17.9	9.4
幼児期から成人期までの一貫した教育の支援体制をつくること	34.2	35.6

【横浜市教育ニーズ調査：障害児教育関連より】 (平成15年9月実施アンケート)

障害児教育プラン

基本計画

障害児教育施策の実施のための5つの柱

障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズにこたえ、積極的な社会参加と自立をめざす子どもを育むため、次の5つを柱とした施策を計画的・総合的に展開していきます。

(1) 個別支援学級、通級指導教室の整備や機能拡充により、支援を強化します

障害の多様化に対応した一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導を一層充実していくため、個別支援学級、通級指導教室の整備・充実を推進します。また、すべての小・中学校に校内委員会を設置し、学校全体として対応する支援体制を構築します。併せて個別支援学級のあり方や機能を検討し、LD、ADHD、高機能自閉症等、及び特別な教育的支援を必要とする児童生徒を含めた多様な学びを支える指導の場や形態等の充実を図ります。

(2) 盲・ろう・養護学校の整備や機能の充実による特色ある学校づくりを進めます

盲・ろう・養護学校の再編整備の推進、高等養護学校等の職業教育の充実、肢体不自由養護学校の医療的ケアへの対応、施設整備等教育環境の整備、地域のセンター的機能の充実など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた弾力的かつ専門的な教育的支援を行なうことができる、特色ある盲・ろう・養護学校づくりを推進します。

(3) 子どもの将来を見すえた支援体制の構築を図ります

一人ひとりの子どもへの生涯を見通した継続的な支援を行うため、特に学校教育では、就学相談や教育相談機能の充実とともに、個別教育計画等に基づいた障害のある子どもの教育的支援の充実を図ります。また、福祉・保健・医療等、関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業後までの子どもの将来を見すえた一貫した支援体制を構築します。

(4) 教職員の専門性や指導力を高める体制づくりを進めます

一人ひとりの障害の状態等に対応し、専門的な教育的支援を充実するため、教員養成、研究・研修等を総合的に進めます。また、外部の専門家や専門機関との連携を図り、学校全体で障害のある子どもの教育を支え、教職員の専門性や指導力を高める体制づくりを進めます。

(5) 安心して豊かに学び生活できる環境づくりと保護者支援に努めます

子どもが地域の小・中学校で安心して豊かに学ぶことができるよう、施設設備のバリアフリー化及び心のバリアフリーを育む教育を進めるとともに、学校生活支援、放課後・休日等の地域活動支援の拡充による保護者支援に努めます。

障害のある子どもの将来を見すえた 一貫した支援体制

